

— お知らせ —

核医学専門技術者認定の申告について

学会長 福喜多 博 義
担当理事 荒井 孝

本学会では核医学専門技術者認定制度を設け、会員の皆様からの単位申請を受付けております。この制度をご理解いただき申告して下さい。申告手続きの詳細は本誌次々号 (Vol. 26, No. 5) に掲載します。

以下に申告に関する要点を説明いたします。

1. 本制度の目的

核医学診療に携わる技術者の資質の向上と維持を目的としている。

核医学専門技術者認定証書を所有することは、核医学技術に関する高い技術と知識を有する技術者であることを自他共に証明するものと言える。

2. 申請と認定

- 1) 核医学検査経験年数5年以上、会員歴3年以上、認定単位500単位以上の取得者に認定証書が授与される。単位は10年以内の業績を合計して申告できる。
- 2) 認定証書を受けた後は3年毎に業績評価を行う。業績評価の基準は3年間で100単位以上の取得とする（毎年申告は行えない）。
- 3) 業績評価の期間中に1,000単位を超えても、3年単位で業績評価を受けなければならない。すなわち、申告は1,000単位を超えたその年ではなく、業績評価が終わった翌年の1月に3年間の業績の申告を行う。
- 4) 初めての申告を行う場合は500単位以上を達成できたと予想されるときに手続きをすること。
- 5) 申請書類に単位取得証明書を添えて提出して下さい。

500単位以上			
	100単位以上	100単位以上	合計1,000単位以上
経験年数5年以上 会員歴3年以上	3年 業績評価	3年 業績評価	3年 業績評価

認定証書

業績評価免除
表彰